

# 令和4年第1回東串良町農業委員会 会議録

日時：令和4年1月25日（火）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

## 令和4年第1回東串良町農業委員会会議録

令和4年1月25日							
東串良町役場委員会室（3階）							
開催の日時 及び宣言	開会	令和4年1月25日 午前10時00分				議長	堅山 秋敏
	閉会	令和4年1月25日 午前11時00分				議長	堅山 秋敏
農業委員	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	
出席数7名 欠席数0名	○	1	鶴丸 千尋	○	5	谷口 憲三	
	○	2	福岡 みどり	○	6	木佐貫 一孝	
	○	3	吉ヶ崎 弘一	○	7	大村 教男	
	○	4	堅山 秋敏		8		
出席○ 欠席×							
	○		稲村 照隆	○		町永 次男	
	○		上池 勝彦	○		松留 和江	
	○		内村 初子	○		松留 立美	
出席数8名	○		村吉 博美	○		杉木 秀幸	
会議録署名委員		2番	福岡 みどり	3番	吉ヶ崎 弘一		
出席した事務局職員		局長, 次長	前田 秀一 駿河崎 哲郎	書記	出水 翔太 下橋 史弥		
会議 に付 した 事項	<p>日程第1 議案第1号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について</p> <p>日程第2 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について</p> <p>日程第4 議案第4号 農地あっせん委員の選任について</p>						

開会 午前10時00分

議長（堅山）

皆さんおはようございます。

ただいまから定例総会を始めたいと思います。

全員出席で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和4年第1回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、2番福岡委員と、3番吉ヶ崎委員にお願いいたします。

ここで、諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による貸借の合意解約が4件7筆ありました。つきましては、総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は、必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

議 長（ 堅 山）

それでは日程第1議案第1号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権が3件、賃借権が16件、使用貸借権が2件であります。

それでは順次、事務局の説明をお願いしたいと思いますが、資料2ページの所有権の1番、資料5ページの使用貸借権の17番、18番につきましては、譲受人及び借人の〇〇さんが、吉ヶ崎委員と同居する親族となっております。

東串良町農業委員会会議規則第25条によりまして、委員会の委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができなくなっております。

よって、先にこちらの議案を質疑させていただきたいと思います。質疑の間、吉ヶ崎委員は退席をお願いします。

（吉ヶ崎委員退席）

議 長（ 堅 山）

それでは、事務局の説明をお願い致します。

事 務 局（下橋）

それでは、説明いたします。2ページをお開きください。

所有権の1番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に、5 ページをお開きください。

使用貸借権の 17 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 18 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

議 長（堅 山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（堅 山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（堅 山）

異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり承認することに決しました。

原案が承認されたので吉ヶ崎委員の入室を認めます

（吉ヶ崎委員入室）

議長（堅山）

それでは、引きつづき事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局（下 橋）

それでは、説明いたします。2 ページをお開き下さい。

説明前に所有権の 1 番につきましては、さきほど説明させていただきましたので省略させていただきますことをご了承ください。

所有権の 2 番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 3 番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に 3 ページをお開き下さい。

貸借権の 1 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は神奈川県〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 2 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は大崎町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 3 番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借になります。

次に 4 番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 5 番、借人は川西の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 6 番、借人は川西の〇〇さん、貸人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 5 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借になります。

次に 7 番、借人は肝付町の〇〇さん、貸人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 8 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 9 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 10 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 11 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 4 ページをお開きください。

次に 12 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 13 番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 14 番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は兵庫県の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 15 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 16 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、新規 10 年の利用権設定でございます。

この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであり、未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借になります。

5 ページの使用貸借権の 17 番、18 番につきましては、さきほど説明させていただきましたので省略させていただきますことをご了承ください。

続きまして 6 ページをお開きください。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、賃借権が 35 件 47 筆、面積 89,866 m<sup>2</sup>、使用貸借権が 6 件 30 筆、面積 54,698 m<sup>2</sup>となっております。総面積は 144,564 m<sup>2</sup>であり鹿児島県中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容です。以上でございます。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

木佐貫委員

今までもこうであったか知らないけど。8 番 8 ページの貸出人と受け手の耕作者のこれは一緒だけど。一緒でいいんですかね。

事務局（駿河崎）

今のこの話ですけど、例えば 5 番の〇〇さん、農地中間管理機構を通して耕作者の〇〇さんに貸していると。こういった話ですよ。これはですね機構の方で農地中間管理機構でですね全国で 8 割の集積を目指しましょうと当初立ち上がったのです。担い手さんが持つとけばカウントされな

いんですよね。それを解消するために自分で作っているのも機構に貸してそれをまた自分に貸し出すといったのがエーツーエという方式で当初からあります。

木佐貫委員

実績をあげるために中間管理機構に入れてそれを自分で借りる。

事務局（駿河崎）

当初ですね、地域集積協力金をもらっていると思います。各組織ですね。各集落で。今はもうないんですけど。そういった恩恵を受けているかたもいます。

議長（堅山）

他にございませんか。

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。

よって、日程第1議案第1号農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画については、原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に、日程第2議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転5件であります。

それでは順次、事務局の説明をお願いします。

事務局（下橋）

それでは、説明いたします。

10ページをお開き下さい。

所有権の1番、譲受人は岩弘の〇〇さん、譲渡人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に2番、譲受人は川西の〇〇さん、譲渡人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に3番、譲受人は川西の〇〇さん、譲渡人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、売買による所有権の移転でございます。

次に4番、譲受人は川西の〇〇さん、譲渡人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、交換分合による所有権の移転でございます。

次に5番、譲受人は川西の〇〇さん、譲渡人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり、交換分合による所有権の移転でございます。

なお、申請にかかる地図の方は資料の11ページから13ページにかけて添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、農地の権利移動の要件として、効率的な農地利用につきましては農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積など農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないものと判断しております。以上でございます。

議長（堅山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。

よって日程第2議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長（堅山）

次に、日程第3議案第3号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今回は5件の申請がございます。



最初に、15 ページの〇〇さんからの転用申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を稲村委員によりしくお願いいたします。

稲村委員

それでは令和4年1月19日水曜日に転用申請に係る現地調査が行われましたので報告させていただきます。

出席したのは委員として、自分と堅山委員、事務局から駿河崎次長、出水さん、関係者として申請者の〇〇さん、〇〇さんが出席されました。

転用における申請人、申請地、転用の目的に関しては、議案書に記載のあるとおりです。

申請地は農地区分としましては、第1種農地に該当すると思われませんが、申請地の周辺に3戸以上の住宅が連なっており、集落に接続するものとして転用申請は可能であるものと思われれます。

面積に関しましては558.02㎡となっており、一般住宅の転用基準である500㎡を超過しますが、これは申請地が道路に面していないため引き込み道路の分も転用を行わなければならないと思われれます。

工事については、隣地等に被害が生じないよう万全の措置を講じ、苦情等があった場合、申請人が誠意をもって対処するとのこととあります。

以上で報告を終わらせていただきますので、ご審議をお願いします。

議長（堅山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（堅山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（堅山）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、17 ページの〇〇さんからの転用申請につきましては、令和3年第12回定例総会において農用地区域からの除外申請を審議した際に現地調査の報告を行っておりますので、現地調査の報告を省略させていただきます。

それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」) の声あり)

議長(堅山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」) の声あり)

議長(堅山)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、18 ページの〇〇さんからの転用申請につきましては、令和 3 年第 6 回定例総会において農用地区域からの除外申請を審議した際に現地調査の報告を行っておりますので、現地調査の報告を省略させていただきます。

それでは質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」) の声あり)

議長(堅山)

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」) の声あり)

議長(堅山)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、20 ページの〇〇さんからの転用申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を吉ヶ崎委員によりしくお願いいたします。

吉ヶ崎委員

それでは報告させていただきます。

令和 4 年 1 月 19 日水曜日に、転用申請に係る現地調査が行われました。

出席したのは委員として、自分と松留和江推進委員、事務局から駿河崎次長、出水さん、関係者として農地の借人にあたる〇〇から〇〇さん、農地の貸人の〇〇さんが出席させました。

転用における申請人、申請地に関しては議案書に記載のあるとおりで

す。申請地は、農地区分としては、農用地区域内農地に該当すると思われ  
ます。

農用地区域内農地につきましては、原則として農地転用は許可されませ  
んが、申請人の転用目的は砂採取のための一時転用であり申請は可能だと  
思われます。

また〇〇は申請地の隣地を昨年から砂採取しており、今回の申請は砂採  
取している面積を拡大するもので、農地転用事業計画変更申請書も併せて  
提出してあります。

採取に当たっては、砂利採取法に基づき、隣地等に被害が生じないよう  
万全の措置を講じ、苦情等があった場合、申請人が誠意をもって対処する  
とのことであり特に問題はないものと思われ

ます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願いま  
す。

議 長（堅 山）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

木佐貫委員

前回の申請地がこれはもう終わったのですか。今取り方。

吉ヶ崎委員

はい。

木佐貫委員

今の取り方は問題はないのですね。

吉ヶ崎委員

今のところ何も上がってきてないです。

福岡委員

これは田んぼですよ。ほ場整備のした後の田んぼを取っているのです  
か。

事務局（駿河崎）

ここはですね、宮貫神社の下の方で川東地区になります。持留川土地改  
良区の水系で今からですね。以上です。

議 長（堅 山）

他にございませんか。

議 長（堅 山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(堅山)

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、22 ページの〇〇さんからの転用申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を松留和江委員によりしくお願いいたします。

松留和江委員

それでは報告させていただきます。

令和4年1月19日水曜日に、転用申請に係る現地調査が行われました。

出席したのは委員として、自分と吉ヶ崎委員、事務局から駿河崎次長、出水さん、関係者として農地の借人にあたる〇〇から〇〇さん、〇〇さんが出席させました。

転用における申請人、申請地に関しては議案書に記載のあるとおりです。申請地は農地区分としては、第1種農地に該当すると思われます。

第1種農地につきましては、原則として農地転用は許可されませんが、申請人の転用目的は砂採取のための一時転用であり申請は可能だと思われます。

採取に当たっては、砂利採取法に基づき、隣地等に被害が生じないよう万全の措置を講じ、苦情等があった場合、申請人が誠意をもって対処することであり特に問題はないものと思われます

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく申し上げます。

議長(堅山)

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉ヶ崎委員

この前、私も出席させてもらったのですが言い忘れたのが一つだけあって、ここの国道の反対側、西側ですね通学路になっているのですよね。通学路ですのでそれだけは気を付けてくださいと〇〇さんの方に言ってもらえれば助かります。

事務局(駿河崎)

わかりました。

議長(堅山)

他にございませんか。

議 長（ 堅 山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（ 堅 山）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

鶴丸委員

今の議題とはちょっと異なるんですけど、砂採取をしたところは印がついているのですか。宮貫神社の周辺もほとんど取り終わった感じですけど。地図に砂採取済とか地図みたいなのがあるのですか。

事務局（ 駿河崎）

一応ですねございます。それが昭和48年までの分です。その前のは記録にございません。整備はしております。年代は48年と言いましたが昭和の後半、年数はちょっと誤りがあるかもしれません。

議 長（ 堅 山）

他にございませんか。

以上をもって、日程第3議案第3号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請については、原案どおり承認することに決しました。

議 長（ 堅 山）

次に、日程第4議案第4号農地あっせん委員の選任について議題といたします。

今回は、賃借の申し出が1件ございます。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと思えます。

どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

（「事務局一任」の声あり）

議 長（ 堅 山）

事務局一任という声がございましたので、議題に沿ってあっせん委員を

選任していきたいと思ひます。それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局（出水）

それでは、私の方で説明させていただきます。

資料 26 ページをご覧ください。

それでは、〇〇さんからの農地あっせん申し出について説明させていただきます。

申請地は議案書に記載されているとおりでございます。

申請地とその周辺につきましては、25 ページの右側の図面にあるとおりです。図面に周辺農地の耕作者名が記載されておりますので、集積・集約を進めるためにも、現在の耕作者または隣接する農地の耕作者に優先的に話をすすめていただくようお願いいたします。

以上で、説明を終わらせていただきます

議長（堅山）

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、農地あっせん委員に谷口委員と松留和江委員を指名いたします。委員長は谷口委員をお願いしたいと思ひます

以上であっせん委員の選任を終えたいと思ひます。

よって、日程第 4 議案第 4 号農地あっせん委員の選任についてはただいま指名いたしました方々をお願いすることに決しました。

議長（堅山）

その他に入りたいと思ひます。

協議会に切り替えます。

※2月現地調査：18日（金）

定例総会：25日（金）

申請締切：14日（月）

議長（堅山）

ほかにございませんか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東申良町農業委員会令和 4 年第 1 回定例総会を閉会いたします。